

第2回 須坂市伝統的建造物群保存地区保存審議会 議事録（要旨）

【日時】 2021年11月16日（火）午前10時から11時15分

【場所】 須坂市役所本庁舎3階 305会議室

【参加者】

〔委員〕： 土本俊和委員、後藤治委員（リモート出席）、梅干野成央委員（リモート出席）、佐倉弘祐委員（リモート出席）、吉澤政己委員、和田勝委員、小林裕委員、吉澤まゆみ委員、小林義則委員、田子修一委員、小林文夫委員、飯塚芳士委員

〔欠席委員〕： 松田昌洋委員、中野博勝委員欠席

〔事務局〕： 小林教育長、滝沢まちづくり推進部長、勝山まちづくり課長、村石まち整備係長、小西主任主事、丸山主任主事、小林社会共創部長、田中文化スポーツ課長、中村文化財係長、三ツ井主査

〔オブザーバー〕： 長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 市川厚指導主事

【配布資料】

- ・次第
- ・（資料1）第1回保存審議会後に提出されたご質問・ご意見と事務局回答
- ・（資料2）伝建想定範囲と特定物件候補
- ・（資料3-1）須坂市須坂地区伝統的建造物群保存地区保存活用計画（項立てならびに記載内容）
- ・（資料3-2）須坂市伝統的建造物群保存地区保存活用計画の素案
- ・会議内容に対する意見記入用紙

【会議の状況】

1 開 会（小林部長）

2 会長あいさつ（土本会長）

3 議事

（1）第1回会議後に提出いただいた質問・意見について（田中課長）

資料1に基づき、事務局より説明。

これに対し、委員より次のような意見があった。

委員：意見4の鉄骨造については、地区内の基準をどう設定するかということ。「木造しか許可しない」と書けば、鉄骨造は無くなる。それほど多くないが、木造と限定している地区もある。そうした限定をしなければ鉄骨造のものも在り得るが、鉄骨造は基本的には補助対象にならない。保存活用計画での位置付け、修理修景の助成のやり方と関係する内容である。

伝建制度に内部の補助は無いが、防災計画に「耐震補強は市として支援する」と規定すれば、耐震上重要な部分については補助対象になるはず。

事務局：委員のご指摘の通りと思う。事務局でも研究していきたい。

委員：耐震補強や全体の軸部に関するものは補助対象にすると明確にうたっている。積極的に記述して住民の方々に安心してもらうことが、賛同を得るためにも非常に有効かと思う。

事務局：住民に対し話していきたい。

(2) 伝統的建造物群保存地区の範囲について（田中課長）

資料2に基づき、事務局より説明。

これに対し、委員より次のような意見があった。

委員：範囲に反対は全く無いが、文化庁に選定申出する時には、範囲をどのような根拠で決めたかが非常に重要で、説明を求められる。しっかりと理論武装してもらいたい。歴史に依拠する範囲で決める場合や、景観上で決める場合などがあるが、須坂のような町場では住民自治の範囲で決めるケースも多い。

事務局：詳しく説明できるようにしたい。

委員：古い建物は無いが、かつて陣屋のあった場所を入れた方が良いのではないか。公民館になっている場所は別として、奥田神社、時の鐘、弓道場などのある一体。須坂が陣屋町として形成されていったということも重要と思っているので、検討していただきたい。

事務局：検討したい。

委員：範囲を決定する際の理由に「陣屋町」という言葉が入っていないことに違和感がある。検討いただきたい。

事務局：保存活用計画の素案 2 (1) 保存地区の沿革に、「近世の須坂村は須坂藩堀氏の陣屋が置かれた」と記載しているが、検討したい。

委員意見と事務局回答を踏まえ、想定範囲については「概ね了承」で議決された。

(3) 保存活用計画素案について（田中課長）

資料3-1、資料3-2に基づき、事務局より説明。

これに対し、委員より次のような意見があった。

委員：「店舗兼主屋」という言葉はあるのか。他の伝健地区でも使っているのか。

事務局：他の地区も含めて調査研究する。

委員：文化庁の国指定文化財等データベースで「店舗兼主屋」というキーワードで検索すると166件出てくる。それなりに使われている。

事務局：「主屋」は文化庁が文化財用に作った造語。町家など、店舗と住居が分れていて、どちらが主たる屋か分からないときに、主たる屋を指して「主屋」とした。須坂の保存活用計画でこう表現した、と決めれば良い。

委員：水路は、屋敷地の中を流れている、製糸業の為に役立った、というだけでなく、そこに生活していた人達が色々な想いを持って見ていたもの。昭和 20 年代、山丸組の中を流れていた水路には綺麗な水が流れており、子ども達が用を足すなどすれば大変怒られた。また、大雨が降ると溢れて家の下を流れていくというマイナスの面もあった。

また、先日、かつての小路に草が茂って廃道になっている様子を見た。かつては、子どもから大人まで沢山の人が利用していた小路だった。その小路の角には、ぼたもち石積がわずかに残っている。

こうした民俗的な部分も調べて含めていただきたい。

事務局：検討する。

委員：水路は環境物件として、伝建地区の主要なものとしてカウントできると思う。

委員：保存活用計画に水路や地割は記されているが、小路や街路はない。小路は大切なので書き足しても良いかもしれない。また、水路の氾濫の話は私も承知している。旧小田切家側の水路は数年前に氾濫したことがあり、その際の苦情を受けてか上流で止めてしまった。反対側の裏側用水は生きている水路として価値を見出すことが出来ると思う。

事務局：文化財の観点からも記録として残していく部分と思う。保存活用計画への記載について検討する。

委員：今後のことを考えると、担い手となる職人さんが重要。民俗的な部分の記述という点では、地域に住んでいる職人さんの文化など、保存地区の保存に携わる方々の営みや歴史も保存活用計画の中に書き込むと良い。職人さん達に地区内の仕事をしながら産業として生き残って貰っていただくことは重要。

委員：長屋については、江戸期由来のもの、明治以降の近代化、製糸業の隆盛による長屋がある。また、長屋の背後にさらに長屋があるという場所もあるので、詳しく書いてもらうと良い。

大切な蔵の町並みだが、蔵の町は全国どこにでもある、と厳しいことを言う人もいるかもしれない。蔵と対で長屋を。近世の長屋と近代の長屋があり、それが小路に面して建っている。これを特徴として捉え、蔵だけでなく長屋や小路を強調していくと良いのでは。

委員：50 年以上経ったものを文化財と捉える話でいくと、昭和 30 年代に建てられたものも 50 年を経過している。伝統的建造物の決定基準に、「昭和 20 年代までに建築され」とあるが、「昭和 30 年代」に変更するべきか。

委員：調査の段階では 50 年経過しているものを拾った。

委員：普通は年代で切るよりも、伝統的建造物の特性を書いた上で、その特性に合う建物が建てられている頃までとする。須坂の場合も、こうした形のものが伝統的な形で、それらがいつ頃まで建てられているのでそこまで含める、というのが一番素直な書き方と思う。

事務局：街道に面する豪壮な蔵造りの建物については、概ね製糸業の発展に伴う財力の蓄えにより建てられたものという特性を有すると考えており、製糸業は昭和初期には衰退したため、その後に建てられた建物はその特性とは若干異なるという考えから「概ね昭和 20 年代」とした。ただ、「戦前・戦後」を想起される恐れもあるので、製糸業の歴史をもう少し具体的に記述し、昭和 20 年代という書き方を検討する。「概ね」としているのは、30 年代以降でも長屋のように特徴的なものや特性を持つものなど、例外に対応するため。上手く書き記していきたい。

委員：この種の話では、（施策が）建物や町並みに限定されてしまって、それを支えていく地域の人達の意識や労力といったことが、割と後回しにされる気がする。町並み保存の会の方々も、若い頃は本当に積極的に活動されていたが、全体の高齢化は進んでいる。事業を進めるならば、若い世代の人材育成がどうしても必要で、そうでないと地域の雰囲気も盛り上がらない。人材育成に関して、ある程度実現性のある、若い世代を育成するようなビジョンを記述していただきたい。

委員：高校卒業で外へ出て、人口が減り、その後また戻ってくる。減っているところをどう埋めていくかや、戻ってきてくれた若者、新しく来てくれた若い世代に対し、どのようにメッセージを伝えていくかは重要。

事務局：地域の皆様の意識は、今後伝建を進める上で非常に大事と思う。若い世代に対しても様々な集まりの中で話をしていきたい。どのように進めたら良いかについてもご教示いただきたい。

（４）次回委員会の開催について（田中課長）

今回の審議会への意見・質問がある場合は、会議内容に対する意見記入用紙等により提出されるよう事務局より依頼。

第 3 回審議会は 2021 年度内に予定している旨を説明。質疑等なし。

（５）全体を通しての助言等

長野県教育委員会文化財・生涯学習課指導主事より以下の次のような助言があった。

長野県：伝健制度は、地域住人の意欲と地元の自治体の取り組みにより集落町並みの保存を図ろうとして設けられた制度。長野県は非常に伝健地区の多い県なので、他の地区を見ながら、かつ、須坂のオリジナルを。県として、手続き上の指導・助言、文化庁との橋渡し等、今後も務めていきたい。幅広い意見を出していただいたが、今後の保存活用計画の策定にあたり、さらに多方面からの意見を期待する。ぜひ地域の代表の方はじめ専門家の方々の議論により良い方向に進めてもらいたい。

4 その他

事務局からの報告等なし。委員よりの質疑・発言等なし。

5 閉会